

林業普及指導事業に関する都道府県アンケート調査の結果とりまとめ

研究普及課が都道府県の林業普及担当に対して行ったアンケートの結果を次のとおり取りまとめた

1 普及指導事業の基本的役割について

普及指導事業の基本的役割については、主に以下の8点が出された

複数回答有り

- | | |
|--|-----|
| (1) 小中学生や一般国民に対し林業や森林環境の重要性を普及する役割 | 13件 |
| (2) 林業施策、森林・林業に関わる知識、技術、情報を森林所有者や国民等への確に伝達する橋渡し役 | 11件 |
| (3) 地域林業を支える人材の育成・確保の推進 | 11件 |
| (4) 林業に携わる人たちの合意形成、そのコーディネーターとしての役割 | 11件 |
| (5) 森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行い、林業技術の改善、林業技術の合理化、森林整備の促進を通して林業の振興や森林の有する諸機能の高度発揮を図る | 9件 |
| (6) 試験研究機関の新技术・高性能林業機械の活用など高度な林業技術の普及による林業経営の活性化 | 8件 |
| (7) 森林の有する多面的機能を高度に持続的発揮させるための森林整備の促進 | 6件 |
| (8) 森林・林業基本法等の政策的課題の推進 | 3件 |

2 普及指導事業において重要となると思われる課題と対象者について

別紙1のとおり

3 普及指導事業の体制について

▼事業体制の見直しについては、主に以下の6点が出された

- (1) 職員配置の見直しについて
- (2) 活動方法の見直しについて
- (3) 普及指導職員の資質向上について
- (4) 関係機関等と連携強化について
- (5) 指導区配置の見直しについて
- (6) 試験制度の見直しについて

▼普及指導事業の体制について見直しする必要がある主な理由として効率的かつ効果的で高度な専門的普及を図るために見直しが必要であるとの意見が大半を占めた

複数回答有り

(1) 職員配置の見直しについて 24件

普及指導区毎の重点課題に応じた専門性の高い分野を担当するA Gの配置が重要	5件
一般行政業務と普及指導業務の兼務の廃止	4件
試験研究機関にS Pを配置し専門性を高める	3件
森林計画区や流域単位等に集中配置し、職員数の削減に対応	2件
県の組織体制に合致する普及指導職員の配置が必要	2件
普及指導職員の集約化を図り高度化・専門化が必要	2件
普及指導職員の任用期間を長期とすべき	2件
中堅職員を重点的に配置	2件
一般行政業務と普及指導業務の兼務により兼務するメリットが大きい	1件
林業の重要性が高い市町村に普及指導職員を配置する	1件

複数回答有り

(2) 活動方法の見直しについて 8件

普及指導項目の限定、森林整備は森林組合、林業機械は機械メーカー等民間組織の活用等を図る	3件
集団指導方式を行う	1件
インターネットによる情報提供が重要な普及方法	1件
専門性の高い分野については専門化に委ねコーディネーターに徹する	1件

普及指導事業と林業関係者との役割を明確にすることが重要 1件
 森林林業教育の推進は必ずしも普及指導事業で対応する必要はなく一般
 行政で対応が可能 1件

複数回答有り

(3) 普及指導職員の資質向上について 14件

専門的知識、技術を備えた普及職員を養成するため各種研修を充実させる 9件
 任用後の実技を含めた長期研修、OJTの徹底、AGに対するOJTの指導役としてSPを出先に配置する 3件
 外部評価制度の実施、普及職員活動発表会、検証、職員の技術研修を実施、普及活動のPRを図る 2件

複数回答有り

(4) 関係機関等と連携強化について 15件

専門的な技術指導の拠点として試験研究機関は普及指導と一層連携を深めることが必要 7件
 普及協力員との連携 3件
 試験研究機関に普及指導センターの役割を持たせ、試験研究と普及とが一体となり効率的な普及が行える組織となっている 2件
 林業と同一の家計で営まれていることが多い現状で農業と林業の普及員が連携して指導することが必要 2件
 市町村との連携強化が必要 1件

複数回答有り

(5) 指導区配置の見直しについて 7件

森林組合や市町村の合併に合わせて普及指導区の見直しを図る必要がある 3件
 普及指導を行うのは行政単位であり、普及指導区という概念は廃して良い 2件
 県全体としての課題の重点化と効率的・効果的普及の実施のために普及指導区制を廃止すべき 1件
 広域化行政単位にあっても森林面積を基準にし、普及指導区を維持 1件

(6) 試験制度の見直しについて 1件

AGの資格試験を国が実施すべき 1件

4 関係機関との役割分担について

(1) 市町村

ア 現状のままとすべき(38/47都道府県)

専門的な知識、技術が必要なので市町村が対応できない

技術指導やコーディネーター、サポーターの役割を普及指導事業は担うが、市町村の人員を考慮すると移管して現行の効果を上げるのは不可能

市町村では体制が整わない

普及対象となる森林組合等の組織が広域化して複数の市町村にまたがっているため市町村では体制ができない

イ 見直すべき(9/47都道府県)

森林施業計画の作成及び実施の指導 5件

地域住民や児童生徒を対象とした森林・林業教育は市町村が担う 3件

各事態の計画や方針があり、市町村の自主性を保証するため 1件

(2) 森林組合

ア 現状のままとすべき(26/47都道府県)

普及指導職員と森林組合職員は役割が異なる森林組合は経済団体として営利も必要であり、税金を財源として収益を見込めない行政が行うべき普及事業を行うことは森林組合になじまない

森林組合は組合員のための指導しかできない

森林組合は体制ができない

イ 見直すべき(21/47都道府県) 複数回答有り

造林・保育事業の指導については森林組合は現場体験が豊富なので対応可能 6件

地域における林業技術や森林経営等の普及情報の提供 4件

施業計画策定指導、林研グループ活動への指導などは森林組合が可能ただし、職員設置の資金的支援が必要また施業計画樹立者と森林組合とが長期受託契約を結ぶことが必要 3件

中伐期人工林の育林技術、シイタケなどの特用林産栽培技術、林業機械の操作技術等一般的に定着している技術の指導 2件

森林組合は地域事情や森林所有者を熟知し、自ら森林整備を担っており、森林整備を担わせられる 2件

森林・林業への理解を深めるための森林・林業教育 2件

施業の団地化の指導 1件

高校生に対するインターンシップなど現場での技能教育	1件
地域の森林整備のための都市住民への普及活動	1件
新規参入者への林業技術に係る指導	1件

(3) 民間部門活用事例

別紙2のとおり

(4) 民間

ア 現状のままとすべき(26/47都道府県)

民間は業務利益を優先した技術指導なので普及指導事業とは役割が違う
民間企業は営利を目的としたものであり、またボランティアやNPOなどは技術的組織的にも普及指導の体制に乏しくサポート的役割と考える

イ 見直すべき(21/47都道府県) 複数回答有り

キノコの栽培技術は種菌メーカーに担わせるべき	7件
高性能林業機械の操作技術、システム化、メンテナンス	5件
合板、接着剤、乾燥機械、製材等林産部門は民間の技術、知識の方が先行	2件
木材流通に関する情報や住宅建築に関する知識を林家に提供するに当たり、流通、製材、木材加工、設計、建築などの分野は専門性が非常に高く民間の人材の積極的活用が必要	2件
林業経営における登記、相続、税務申告事務の指導	2件
森林・林業体験や森林・林業教育の分野では民間活用の可能性あり	2件
林業経営、木材・木製品製造業経営など経営に関する事項は高度化しているので、民間へ	2件
森林教室については普及活動業務の軽減を図るため森林公社等が実施	1件
木炭製炭技術	1件
特許に係る新しい技術や高度な専門的技術あるいは営利的事業については民間が担うべき	1件
大径木の伐採・搬出等特殊技術を要する業務に関する指導	1件
林家の経営改善等経営診断の知識を要する分野は専門的知識がある民間が担うべき	1件
農業、自営業、サラリーマンなど林家が複合経営を行っている中でトータルな経営指導を民間部門による担わせる	1件
フィールドを活用しない森林への理解促進のためのイベント	1件

5 普及指導事業の今後の在り方

複数回答、無回答有り

▼事業体制の見直しについては、主に以下の3点が出された

- (1) 交付金制度のあり方
- (2) 普及手当について
- (3) 普及の範囲について
- (4) その他

(1) 交付金制度のあり方

ア 維持・存続に関するもの 11件

森林の公益的機能維持増進のためには全国统一した普及指導が今後ますます重要となり交付金、普及手当は維持すべき

交付金を一般財源化すると林業普及の事業費が大きく減少するおそれが大きいので一般財源化すべきではない

交付金の一般財源化は普及職員の廃止、林業職員の定員削減につながる交付金の廃止が普及制度の終末を意味し地域と密着した行政が成り立たなくなる

技術及び知識と教育的な指導能力、行政、研究に精通する多面的な能力が要求され、また、直接、森林所有者等に接し支援活動を行う普及指導職員は、一般行政の手法とは異なることから、今後ともそれに見合う交付金、普及手当は必要

イ 見直し、検討に関するもの 4件

交付金の対象を職員の資質向上のための研修に特化、その他の費用は一般財源化

国と県との共同事業なので、交付金は事業費の1/2とすべき
一律的な配分でなく、地域の実情にあった配分をすべき

(2) 普及手当について

ア 維持・存続に関するもの 4件

普及手当の一般財源化は普及職員の廃止、林業職員の定員削減につながる方向になる

イ 見直し、検討に関するもの 4件

普及指導職員の意識改革や普及指導の成果(実績)に応じた手当の支給

方法について検討が必要

A G の経験年数に応じた定額の普及手当や、専門性の高い分野担当の A G に高額の定額普及手当の支給方法を検討

普及の対象を林業に関する技術の普及に特化、これを行う普及職員に手当を支給一般国民への普及は一般行政事務と変わらないことから交付金や普及手当は必要ない

専門的知識や各種情報集の手段として団体に属したり図書を購入することか手当のレベル引き上げの検討も必要

ウ 廃止に関するもの 4 件

普及職員と一般職員との業務差がないので、普及手当を廃止すべき

林業関係職員全員が A G の有資格者で普及手当必要でないという意見も職員からある

(3) 普及の範囲について

ア 見直し、検討に関するもの 1 0 件

普及指導活動を外部評価制度等により検証する制度が一層重要

普及指導の効果を測定し普及活動を定量的に評価する方法の構築が必要
コーディネーターとしての役割が重要性を増していることから、一般行政事務として普及指導事業を実施

多様化している普及客体に対応するため、森林所有者に対する経営指導にとどまらず、コンサルタント、コーディネーターなどの多様な役割を総合的に発揮することが必要

普及の本来の対象は実際に山で施業する人であり、そうした技術、地域である

試験研究成果の現地への適応を確認する事業を充実させることが必要

普及協力員の活用、民間との連携が今後ますます重要

普及事業の基本的役割を明確にし、事業を選別する必要がある。

(5) その他 4 件

必置規制は制度の根幹として堅持すべき

産休などで抜ける普及指導職員をカバーするための臨時短期の代用指導員のような制度の創設を望む

森林法第 1 8 7 条の普及対象に青少年等一般市民を加えるべき

市町村に業務を移管する場合には交付税措置ではなく直接事業費を交付すべき